

平成22年第2回八峰町議会臨時議会会議録

平成22年3月30日（水曜日）

議事日程第1号

平成22年3月30日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 諸般の報告
第4 議案第46号 工事請負契約の締結について
第5 議案第47号 平成21年度八峰町一般会計補正予算（第15号）

出席議員（15人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	9番 福司憲友	10番 鈴木一彦
11番 柴田正高	12番 芦崎達美	13番 木藤 實
14番 見上政子	15番 須藤正人	16番 阿部榮悦

説明のため出席した者

町 長 加藤和夫	副町長 佐々木正憲
教育長 千葉良一	会計課長 伊藤 進
総務課長 嶋津宣美	企画財政課長 米森昭一
福祉保健課長 佐々木 充	管財課長 伊勢 均
税務課長 小林孝一	生涯学習課長 齊藤英市郎
産業振興課長 須藤徳雄	農業振興課長 松森尚文
建設課長 武田 武	幼児保育課長 加賀谷敏一
農業委員会事務局長 小林慶範	学校教育課長 辻 正英
学校給食センター所長 木村 学	

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 吉元和歌子

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は、15名です。定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回八峰町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配布しております日程表にしたがって進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さんの3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程題3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、これを許します。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成22年第2回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には年度末のお忙しいところ、ご出席をいただき誠に有難うございます。

彼岸が過ぎても雪が降る異常な天気が続いておりますが、小中学校の卒業式、各子ども園の卒園式を全て終え、27日には八峰町誕生4年目の節目となる自治功労者表彰式を挙行し、自治会活動や町の委員を務めた12名の方々に表彰いたしました。

また、ご心配をおかけしました内荒巻コミュニティセンターも無事完成し、28日に自

治会主催の竣工式が実施されました。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第46号「工事請負契約の締結について」は、2月4日の議会全員協議会で説明のとおり地域活性化・公共投資臨時交付金を活用して、八森地区の「地域情報通信基盤整備推進事業」いわゆる光ファイバー網整備と地デジ難視聴対策に取り組むもので、八峰町情報通信基盤整備工事として実施するものですが、この度公募型プロポーザルによる入札によって施行業者が決まりましたので議会の議決を求めるものであります。

議案第47号「平成21年度八峰町一般会計補正予算第15号」は、規定額から155万円を減額して、歳入歳出予算の総額を72億3,530万7千円とするもので、主な内容としては地域情報通信基盤整備事業及び林道整備事業、新型インフルエンザ予防接種助成事業などの22年度での施行を可能にするための繰越明許費の補正となっております。

以上、今臨時議会に提案しております議案は2件であります。

詳細については、各議案提案の際、説明させますのでよろしくご審議のうえ、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（阿部栄悦君）

日程第4、議案第46号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君）

議案第46号、工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

平成22年3月25日の公募型プロポーザルによる入札に付した八峰町情報通信基盤整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。契約の目的でございますが、八峰町情報通信基盤整備工事であります。契約金額でございますが、1億9,635万円であります。契約の相手方は、住所、秋田県秋田市中通4丁目4番4号、株式会社N T T東日本一秋田、代表取締役社長小野寺仁であります。支出科目でございますが、平成21年度八峰町一般会計2款総務費1項総務管理費14目地域情報化事業費。

平成22年3月30日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処

分に関する条例、第2条の規定により、予定価格が5千万円以上の工事にかかる契約でありますので、議会の議決を要するためでございます。

今回、公募型プロポーザル方式で業者選定をいたしました。その理由につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。皆様のところにも公募型プロポーザルの実施についてという資料が渡ってございます。こちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。最初に、理由でございますけれども、朗読した形でご説明をさせていただきたいと思いません。本事業は、施設整備のハード事業と、それから、完成後の光ブロードバンドサービスの提供、設備の保守のソフト事業が一体となりまして、これが連携いたしまして永続的に利用者にサービス提供しなければならぬということを考えた場合、民間事業者の創意工夫を生かした公募型プロポーザルが適していると判断いたしました。他の団体でもこの方法による例が多くあります。県内では、9団体ほどこの事業を実施しておりますが、かなりこのプロポーザルを採用しているという状況でございます。また、設計、工事施工、それからブロードバンドサービス提供、保守、この4つの業務を個々に業者選定をした場合、サービス提供事業者が想定している設備条件等が異なると。そうなった場合、サービス提供に影響がでる恐れがあります。すべての業務を1社または数社で共同提案してもらって一括プロポーザル方式として、選定委員会に諮りまして、決定いたしました。それから、業者の選定と契約方法でございますが、1つ目の業者の選定方法ですが、参加資格を有する者から提出された企画提案書につきまして、選定委員会で審査を行います。

審査の結果、総合的に最も優れていた提案者を、契約予定者といたしまして本事業のサービス提供、それから、設計、施行、設備の保守管理等に関する契約の優先権を与えると、こういった方法でございます。

結果的に、契約の方法は、優先権者との間で随意契約をするということになります。提案参加の資格でございますが、いろいろと設けたわけですが、その中から抜粋して申し上げたいと思います。

1つ目は、町の競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。それから、県内に本社または支店、営業所を有すると。それから、電気通信工事の許可を受けているものである。ということです。

こちらのほうは、設計とそれから施行をやっていただきます。

それから電気通信事業者の登録もしくは届出事業者であるということで、工事完了後

に、光ブロードバンドサービスを提供していただくということです。

それから、構築した設備の保守管理が必要となりますので、この保守管理も出来る会社であるということでございます。ただ、この1社だけでは4つの業務すべてやるというのは不可能でございますので、実際問題、不可能でありますので、数社での共同提案を可といたしております。

2番目のところです。2月23日からの企画提案書の募集を行いました。その結果、NTTグループからの1件だけございましたので、これを採用いたしました。その提案書の中身でございますが、業務分担といたしましては、設計と工事施工が株式会社NTT東日本一秋田となっております。それから、光ブロードバンドサービスの提供と設備の保守、これに関しては、東日本電信電話株式会社秋田支店となっております。

今日、提案いたしました契約案件でございますが、①の設計と工事施行にかかる内容でございます。株式会社NTT東日本一秋田と締結をしたいというものでございます。なおですね、②の光ブロードバンドサービスの提供と、それから設備の保守管理、このソフト業務につきましては、別途、東日本電信電話株式会社秋田支店と契約をする内容になります。ちなみに、光ブロードバンドサービスの提供にかかる契約は町の負担は伴いません。それから、設備の保守後業務にかかる契約でございますが、これは町が設備をNTTに貸し出します。貸し出しにあたりましては収入があるわけでございます。それから、保守管理につきましてはNTTに町が保守管理料を支払うということになります。これらを相殺いたしますと、町の負担はでないという見込みになっております。ただ、地デジの関係の設備につきましては、ブロードバンドサービスの提供と関係ございませんので、こちらにつきましては、町の管理となりますので、またこれは別途管理費が発生いたします。これはまた、別途契約するという内容になりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君）これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 11番。

工事の特殊性や事業完成後の利用者に継続的にサービスを提供しなければならないという特異性からですね、プロポーザル方式を採用したというのは正解であったと思っておりますけど、参加者が1社だけであった。だとすればですね、事業者の選定方法を最も優れた企画書を提出した業者を契約予定者とするというこの事業者の選定方法について、

N T T 東日本ですか、ここが最も優れているというどのように判断されたのかという基準が曖昧になると思うのですが、この点について、ご説明をいただきたいと思います。

○企画財政課長（米森昭一君）はい。

結果的に、まあ1件の提案となったわけですが、まあいずれこれに参加できるであろうという業者さんは県内にあったかと思うのですが、応募がなかったということでございます。まあ、1社でありましたけれど、選定委員会でプレゼンテーションを行いまして、その中で、その提案について、いろいろとご説明をいただきました。その中で、我々が町として求めている内容を充分組み込まれているということ、N T T グループの提案を採用したということでございますのでよろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君）他に質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君）他の自治体でもまあ、このようにプロポーザルを採用している所が多いという説明でありましたけれども、他の自治体の事例ですね、企画書を何社、まあ応募に何社応じてどのような選考判断で決定したのかという、そういう他の事例を参考にしたということはございませんでしたでしょうか。

○企画財政課長（米森昭一君）プロポーザル方式を採用しているというところまでは、該当する市町の方へ連絡して確認をとったわけですが、何社があったかというところまで具体的には把握はしておりませんが、大体ほとんど、N T T グループさんの1社であったという情報は入っております。

○議長（阿部栄悦君）他に質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君）はい。14番。

非常に私どもには、ちょっとわかりにくい内容ですので、まあ、聞かれた場合にどのように答えたらいいのか、ちょっと、もう少し詳しく知りたいのですが。例えば、さっきほどの説明では、光ファイバー利用者のサービスにかかせないことですが、光ファイバーを利用する所はどのような所で、どういう人達が対象なのか、人数なのかということと、地デジ難聴対策にはかかせないということですが、これがないと地デジの難聴地域には伝わらないということなのではないでしょうか。周辺市町村でも、これはもうすでに行われていることなのかどうか、その辺のところと、今、この時期ギリギリにこれが出されてきたんですけども、来年度予算でということにはならなかったのでしょうか。その辺、ちょっと単純な質問だと思いますけれども、わかりやすくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） はい。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） この光ブロードバンドサービス、光ファイバー網が整備されたときにどのような方が利用できるのか、ということが1つ目だと思うのですが、いずれ整備の方法としては、今の電話線が行っているところ、これ、電話線が行っているということは生活されている範囲となります。これは個人であっても、それから業者さん、事業所であっても同じことなのですが、それらをすべて整備いたしますので、いずれインターネットを利用するということから考えますと、誰でもできます。要するに希望があれば、NTTのサービスが提供された時点で、まあ個人の負担は伴いますけど、利用に関しての負担は伴いますけれど、誰でも出来るということでございます。

それから、地デジの関係ですが、いずれ高速インターネットということでご理解いただければよろしいかと思えます。それから地デジの関係でございますが、まあ当初、別々に考えておりましたけれども、地デジの対応と、ブロードバンドの関係、別々に考えていたのですが、地デジも対象になりますよということで、この事業で一緒にやってまいりましょうということでございます。

ただこの事業、21年度で終了となりますので、翌年度の事業として実施するとなれば、あくまでもこの国庫補助金が利用できないということで、なんと少しでも21年度事業でやりたいということで、採択を受けておりますので、事業費に関しては、繰越という形をとりながら、22年度中にすべて完成させたいということでございます。

この時期にということでございますが、実はですね、国に対する要望につきましては、昨年7月からやっておりました。そして、8月に国の内示があったわけですが、その後、政権交代というものがあって、全然進まなかったということで、ようやく3月5日になりまして、国のほうから補助金の交付申請書を出してくれということで、ここからバタバタ始まりました。これと関係するのが公共投資の臨時交付金というのもありましたので、そういった国の流れと、うちの方の整備計画というものがあまして年度末ギリギリになったということでございます。

ただ、国の方でも補助決定が3月25日、先日ようやく補助決定ができました。補助決定ができるまでは、内々の仕事はやってもいいけれども、契約関係の仕事はやってもいいのだけれども、補助決定が出るまでは仮契約も契約もやるな、ということがありましたので、年度末ギリギリということで大変皆様にはご迷惑をかけるような内容になりました。以上の内容でございます。

○議長（阿部栄悦君） 他に質疑ありませんか。はい。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） このレジューメの一番下なのだけでも、地デジの設備、維持管理が発生するため、別途契約になるというような文書がありますけれども、その町民が一番心配するのは、この地デジを利用した場合、新たな負担が発生するののかというのが、やはり心配だと思うのですよ。そこをちょっと教えていただければと思います。

○議長（阿部栄悦君） はい。答弁を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） はい。地デジもそうですけど、光ブロードバンドに関しても、要するにどこまでが補助事業でやって、また、町が負担して。それからどこまでが、個人負担になるのか、というちょっと心配される場所なのですが、基本的にどちらも個人宅の外、外にある分に対しては、これは個人の負担を伴わないということで、あとは、自宅内の配線だとか、それからどのようなテレビでもインターネット機器でも備えるかということにつきましては、個人の負担になります。そういうことで、この基盤整備的は物に関しては、個人の負担が伴わないということでご理解をいただければいいと思います。そのような内容でございます。

地デジも全く同じで、引き込みまで屋外の部分に関しては、補助事業でやるし、また、その後の管理についても、町が行うという基本的な考え方です。で内部に関しては、個人で対応していただくということでございます。

○議長（阿部栄悦君） はい。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實） それはですね、あの外で、電柱から家までは、まずこれで工事をやるわけですけど、内部のその工事というのは必ず伴うことになるのですか、従来のままでいいのか、その辺ちょっと教えていただきたい。

○議長（阿部栄悦君） 米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 地デジの関係ですか。いずれあの、何と申しましょうか。いずれ、地デジは電波を引き込めば、それで、それに対応する機器を整えてもらえば地デジは見られますので、あとあえてアンテナを立てるとかありませんので、そんなに大きな問題とか負担は、通常、皆さんがどこの家庭でも伴うような内容でございますので、その格差はなにもと思います。

○議長（阿部栄悦君） はい。他に質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） この特殊な工事のこの予定価格の設定については、非常に困難なものがあつたと思うのですが、この予定価格を決定するに当たっての根拠について少し

お伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） はい。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 国からのこの事業に対する内示額が1億9,800万いただいているわけです。この中で、この事業費の内示額の中で、町として国の方へ事業申請、交付申請を行うわけです。要は、これは設計額です。設計額の範囲内で予定価格を立てたということでございます。

○議長（阿部栄悦君） 他に質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 11番。

法案とは直接関係がないのですが、まだ、契約が議会を通過するうちから、NTTの営業マンが軒並み訪問して、契約するよという勧誘に歩いているんですね。うちにもまあ来ました。それから電話による勧誘もあったんですね。それで、お年寄りの、まあ軒並みですので、お年寄り1人暮らしの家にも、インターネット契約してくださいというような、意味のわからない人のお宅にも歩いて行ったということで、あんまり2回も3回もなんで、そのおばあさんは交番に電話したそうです。しつこいということでなんかの物売りだとおそらく勘違いされたと思うのですが。それこそ、まあ町としては、直接は関わる問題ではないのですが、相手がNTT東日本さんということで、本来であれば、これが議会を通過してから、そういう営業活動されるとなれば、まあ一向にかまわないのですが、議会を通る前からそういう活動されているというんで、町としてもなんだかんだ注意をされておったほうがいいのではと今、こう思いますので、あえて発言させていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 米森財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 今のご指摘というかご意見ですが、今のNTTさん始め、その他のプロバイダーが勧誘に歩いている内容はですね、峰浜地域のインターネットの勧誘ということでありまして、八森地域も含めた内容にはなっていないかと思うのです。ただ、6月1日から峰浜地域101号線沿いを中心としたNTTの光ブロードバンドサービスの整備ができるということで、これに向かって各社いろいろなところが勧誘に歩いているわけで、ただ今、今回提案いたしました契約案件のエリア外の話でございますので、そこをまず1つご理解いただければなと思います。いずれ、そういった地域の声、聞こえてきていますので、その辺については、NTTさんの方へは、こういった話もあるしいろいろと誤解の生まないようにお願いしたいということは、申し入れをしてあります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第47号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第15号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） おはようございます。

議案第47号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第15号）をご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ155万円を減額しまして歳入歳出それぞれ72億3,530万7千円とするものであります。

今回提出されております補正予算につきましては、繰越明許費の追加に伴って、歳入歳出予算の補正が主なものでございます。

第2条の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

これにつきましては、3ページの第2表をお開きになっていただきたいと思っております。

なお、先ほどの議案46号の中でも説明ありましたように今回補正されていることに関する予算につきましては、去る2月4日の全員協議会の中で皆さんのほうに資料を提出しながら説明しているものでございます。

それでは、3ページの繰越明許費の補正でございますが、款、項、事業名、金額となっております。2の総務費、1の総務管理費、地域情報通信基盤整備事業。これは、光ファイバー網の整備、事務費を含まれたものでございます。そして、繰越明許費として、1億9,816万6千円でございます。4の衛生費、1の保健衛生費、新型インフルエンザ予防接種助成事業ですが、これにつきましては、平成22年、今年の3月31日で一応助成を終わる予定でございましたけど、なお引き続いて4月以降も予防接種の女性を引き続いて助成したいというそういうものでございます。1,860万6千円でございます。

6款農林水産業費、2項林業費、高能率生産団地路網整備事業負担金。これにつつま

しては、真瀬沢団地の整備事業の負担金にかかるものでございます。378万6千円でございます。

次に林道整備事業の林道の水沢山線、林道水の目線の改良でございますが、これにつきましては整備工事費あるいは事務費合計額を繰越したいと、こういうものでございまして、7,503万円でございます。

3の水産業費、岩館漁港地域水産物供給基盤整備事業負担金でございますが、岩館漁港に関わる負担金を22年度へ繰越したい。というものでございます。161万円でございます。

合計2億9,719万8千円でございます。

次に、7ページの歳入から、ご説明に入りたいと思います。

7ページ、2歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目国庫補助金、補正額ゼロでございます。節の区分の1の総務費、総務管理費補助金、ゼロですが、説明のところにありますように2の地域情報通信基盤整備推進交付金6,600万円を繰越したいというものであります。これにつきましては、繰越明許費を設定しまして、光ファイバー網の整備及び地上デジタルの難視聴地域の対策事業ですね、解消の対策事業の補助金でございます。事業費総額の3分の1を22年度に繰越したいというものであります。6節の地域活性化・公共投資臨時交付金。これにつきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金1億4,390万円を次年度に繰越したいというものでございます。中身につきましては、繰越明許費を設定しながら、光ケーブル網の整備、あるいは地上デジタル難視聴の対策、さらに、林道の水の目線、水沢山線の改良工事にかかわる繰越でございます。

15款県支出金、2項件補助金、3目衛生費県補助金、補正額ゼロですが、1節の保健衛生費補助金、説明の6の新型インフルエンザ予防接種補助金3,996千円、次年度に繰越すというものでございます。繰越明許費を設定しながら、新型インフルエンザの予防接種に関わる県補助金を繰越したいと。こういうものでございます。

5目農林水産業費県補助金、補正額ゼロ。2節林業費補助金、ゼロですが、機能回復整備事業費補助金4,126万6千円を次年度に繰越したいというものであります。繰越明許費を設定しながら、林道の水の目線、あるいは水沢山線にかかる県補助金を繰越するものであります。

8ページの19款1項1目繰越金、補正額5万円、1節一般会計繰越金5万円。この繰越金につきましては、財源の調整のための追加でございまして、補正後の残額は、7,731

万7千円であります。

21款町債、1項町債、1目総務費、補正額ゼロ。6節地域情報基盤整備事業債、これにつきましては、地域情報基盤整備の情報基盤整備事業の過疎債の繰越でございます。以下、2の林道整備事業債3漁港整備事業債。これらにつきましては、繰越明許費を設定しながら、光ファイバー網の整備事業、あるいは林道事業、県営の漁港事業の負担金に関わる町債の減額と翌年度へ繰越をする。繰越を行うものであります。

10ページ、3歳出、2款1項15目地域情報化事業費。補正額ゼロ。3の職員手当、9の旅費、15の工事請負費、いずれも繰越明許費を設定しながら、光ファイバー網の整備および地上デジタルの難視聴対策の事業費ですね、しめて1億9,816万6千円を22年度に繰越したいと。こういうものであります。

11ページ、4款1項2目予防費、補正額ゼロ。13節委託料、19負担金補助及び交付金。これらにつきましては、繰越明許費を設定しながら新型インフルエンザの予防接種事業をですね、次年度22年度に繰越したいと。こういうものであります。

6款2項2目林業振興費、補正額ゼロ。19負担金補助及び交付金。説明の高能率生産団地路網整備事業負担金、12ページの当負担金の378万6千円を次年度に繰越をしたいというものでございます。これにつきましては、真瀬沢団地の整備事業でございます。

12ページ3林業整備費、補正額ゼロ。節の7の賃金、11需用費、12役務費、13委託料、15工事請負費。いずれも一括しまして繰越明許費を設定しながら、林道の水の目線につきましては4,815万円でございます。水沢山線2,688万円、合計事業費7,503万円を22年度に繰越したいと。こういうものであります。

13ページ6款3項3目漁港建設費、補正額155万円の減額でございます。節の19負担金の補助及び交付金155万円の減額でございます。これにつきましては、県営の事業の負担金の減額の補正、あるいは岩館漁港にかかわる負担金161万円を次年度の22年度に繰越したいと。こういうものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより、議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これをもって平成22年第2回八峰町議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 10時41分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿部 栄悦

同 署名議員 4番 今井 一政

同 署名議員 5番 佐藤 克實

同 署名議員 6番 丸山 あつ子